◆**予約受付時間**
平日　午前8時～午後5時
◆**運用方法**
・**使用料について**
無料。
・**燃料について**
使用後は、満タンにして返却すること。
・**保険について**
自賠責保険および任意保険には加入しているが、車両保険には未加入のため事故などにより、車両を破損させた場合は借主が修繕すること。
◆**問い合わせ**
赤井金属工業株式会社
☎0240－27－3886

飼い犬の放し飼いについて

飼い犬の放し飼いによるトラブルが増えています。人に危害を加えたり交通事故を起こしたり他人の財産を壊す恐れがあります。これは『福島県犬による危害の防止に関する条例』に違反します。
また、苦情が多く寄せられた地区に捕獲箱を設置し、捕獲後は保健所へ引き渡すこととなります。絶対に放し飼いはしないでください。
◆**問い合わせ**
福祉環境グループ
☎0240－27－2115

広野町国民健康保険および福島県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

本年10月1日より、医療機関などで受診されるときは、一部負担金など免除証明書（以下「免除証明書」）の提示が必要となっております。
9月下旬に対象者の方に対し、広報などの郵送先としてお届けいただいている住所へ免除証明書をお送りしておりますので、郵送されているかご確認をお願いいたします。
保険証の提示だけでは一部負担金などが免除されませんので、医療機関などで受診される場合は、保険証と免除証明書を一緒にお出しください。
※なお、介護保険については免除証明書は不要となっております。
◆**問い合わせ**
町民保健グループ
☎0240－27－2113

平年金事務所からのお知らせ

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。
《平成24年10月から平成25年1月まで》
ご案内させていただく事業者
（平年金事務所管内）
キャリアリンク株式会社
事業者が使用する電話番号
固定電話あてにお掛けする場合
☎0120－925－997
携帯電話あてにお掛けする場合
☎03－3340－5262
※その他の地域を担当する委託事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

●**振り込め詐欺などにご注意！**
受託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
受託事業者が戸別訪問する場合、顔写真入りの戸別訪問員証明書（身分証）を提示し、未納の理由が経済的に困難という方には、年金制度の説明を行った上で免除など申請手続きのご案内を行います。
※保険料をお預かりすることはありません。
◆**問い合わせ**
平年金事務所
☎0246－23－5611

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/
ねんきんダイヤル
☎0570－05－1165

日本赤十字社による生活家電セット寄贈事業終了のお知らせ

日本赤十字社からの生活家電セット寄贈事業が、平成24年12月末日受付分をもって終了します。また、要望数が寄贈予定数（平成24年10月以降1、350件）を超えた場合は、終了となります。
なお、対象となる要望として、要望日の翌月末までに入居し、家電セットを設置できるものが対象となります。
併せて、日本赤十字社による生活家電セット寄贈事業について、双葉地方町村会として、日本赤十字社に対し、事業継続の要望書を提出しております。

◆**問い合わせ**
福祉環境グループ
☎0240－27－2115

広野小・中学校、幼稚園の状況について

いわき市内で再開していた広野小学校（いわき市立中央台南小学校内）および広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内）は、8月27日の2学期始業日から広野町本校舎で本格的に学校などが始まりました。
現在、広野小学校は65名、広野中学校は31名、広野幼稚園は4名の児童生徒がそれぞれ通学・通園しています。
また、本校舎での再開に伴い、学校給食も再開しておりますが、使用食材に関して、産地の指定や、給食センターに導入した食品放射線検査機器を使用し、放射性物質の検査を実施するなど、給食の安全安心の確保に努めております。
今後も、広野小・中学校・幼稚園へ通学通園を希望する児童生徒を随時受け入れてまいりますので、希望される場合はそれぞれの学校・園までご連絡をお願いいたします。
◆**問い合わせ**
広野町教育委員会
☎0240－27－4166
広野小学校
☎0240－27－2332
広野中学校
☎0240－27－3224
広野幼稚園
☎0240－27－2221

●**区域外就学などにより避難されている児童生徒への就学費支援について**
広野町に住所がある方で区域外就学などにより小・中学校に通学する児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。
就学費支援については、原発避難者特例法により原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。
なお、自治体によっては世帯の所得状況などを踏まえて、避難されている世帯であっても就学費支援を行わない場合がありますが、避難先で認められない場合は、最終的に広野町が認定し、通学先の学校を経由して就学費支援を実施いたします。
広野町が認定する場合の詳しい手続き方法については、避難先市区町村の認定状況を確認の上、避難先の市区町村教育委員会や通学先の学校を通じて保護者の方へお知らせいたしますが、避難先で認定とならなかった方は広野町教育委員会までご一報いただければ、早い段階で手続きが進められますので、お早目にご連絡くださいますようご協力をお願いします。